

令和8年度第2回高知県大規模小売店舗立地審議会議事録

作成者 経営支援課 久保川

- 1 開催日時 令和8年8月25日（火）14:00～14:20
- 2 開催場所 高知城ホール「やまもも」（高知市丸ノ内2丁目1-10）
- 3 出席者 【審議委員】西村澄子、楠瀬路易子、福本昌弘、西内裕晶、西尾健一
【設置者】岩田様（株式会社クスリのアオキ）、北様（大和ハウス工業株式会社）、佐々木様（株式会社五星）
【関係各課】川村主幹（環境対策課）、久保警部補（交通規制課）、武田主幹（都市計画課）、山本主事（道路課）、木戸主幹（子ども家庭課）
【事務局】三宮課長・有吉補佐・近藤チーフ・久保川主事（経営支援課）
- 4 議事
【法第5条第1項 新設案件】
案件 株式会社クスリのアオキの届出に関する審議について
クスリのアオキ佐川店

【議事録】

（審議）

定刻となり三宮課長の司会により、令和8年度第2回高知県大規模小売店舗立地審議会を開催した。

三宮課長が、本日の会議は委員5名が出席しており、高知県大規模小売店舗立地審議会条例（以下「条例」という。）第6条第3項による過半数の出席を満たしている旨の報告を行った。

次に、本日の議題について説明を行った後、議事の進行を条例第6条第2項により、本日の議長となる西村会長に引き継いだ。

西村議長が審議に先立ち、楠瀬委員と西尾委員の2名を議事録署名人として指名し、本人及び会の承諾を得た。

西村議長が、事務局に対して、議事次第議題の「クスリのアオキ佐川店」における大規模小売店舗立地法第5条第1項新設の届出について説明を求め、事務局が「クスリのアオキ佐川店」について、資料説明を行った。

各委員に対し、意見を求めたところ、「出入口について、他の交通流との錯綜が最も多いところを選ばれている。そのため、当該敷地で駐車場と建物の配置を変えないとすると、出入口の位置は現在「歩行者出入口」としている箇所しかないと考える。

特に、出入口 2 は国道 33 号線からの入出庫の際、国道 494 号と 33 号の車線と導流帯を跨がなくてはいけない。導流帯は「車両の安全かつ円滑な走行を誘導する」ものであるため、跨ぐことを前提とするのはよろしくない。道路管理者が出入口設置を許可しているかもしれないが、少なくとも導流帯を一段あげて導流島にする等、安全を担保する必要があるのではないか。」と意見があった。

また、「経路図による誘導（矢印）は一定理解するが、実際、どちらの出入口からも入出庫は可能であることを考えると、何かしらの対応は必要である。」と意見があった。

次に、当該案件について令和 8 年 6 月佐川町議会定例会で一般質問されたことについて質問があり、事務局より「以前コンビニエンスストア立地時に、渋滞や交通事故が多く見られたため、今回の新設にあたり、交通事故等、安全性を危惧する質問が出された。町議会からも先程ご意見が出たように国道 494 号と 33 号を跨ぐ危険性の指摘があり、道路管理者である国土交通省にも経緯を確認したが、法律上は問題ないとして許可を出したという内容であった。その質問を受け、佐川町は開業後に渋滞や交通事故が発生した場合には、町として協議の場を設ける等の要請をしていくという答弁がされた。」と回答があった。

次に、「出入口について、既存出入口を利用するため、国道事務所からは法律上問題ないとの見解が示されているかもしれないが、実際の生活環境を考慮すると安全面に懸念があるため、出入口 2 を閉鎖する等、出入口の位置変更を含めた交通対策について、改めて検討した方が良いのではないか。」と意見があった。

続いて、「既存出入口の利用については、当該店舗だけでなく、他にも似たような事例があるかもしれない。しかし、新設ですから、今まで問題はなかったからという理由では、安全性の担保はできない。」と意見があった。

次に、「店舗横の敷地は農地と聞いているが、どのような土地になっているのか。」と質問があり、事務局より該当箇所の写真の提示があった。

続いて、「フェンスはどのようなフェンスを予定しているのか。」と質問があり、設置者より「メッシュフェンスを予定している。」と回答があった。

回答を受け、「メッシュフェンスの場合、土埃等の対応はどのようにするのか。」と質問があり、設置者より「当敷地は、隣の畑との間に擁壁を設け、土地のかさ上げもしている。」と回答があった。

次に、「当店舗は、生鮮食品を扱う店舗のため、店舗から出た廃棄物は一時保管しておいて、廃棄物施設へ持って行くのか。」と質問があり、設置者より「店舗内で一時保管し、廃棄物処理する。」と回答があった。

西村議長より各委員に対し、これまでの審議を踏まえて意見を求めたところ、「出入口２は、店舗から右折入出庫する車両が、三車線を横断する位置に設置されており、店舗前面道路の安全で円滑な交通を阻害し、交通事故を誘発する懸念があるため、駐車場出入口の位置の変更を含めた対応策を検討していただきたい。」ということで全員異議なく承諾された。

以上により、三宮課長が閉会を宣言し、本日の審議会を終了した。